

第53回全九州銃剣道・短剣道大会実施要項

1 日 時 平成27年2月8日(日) 0900～1700
(役員・選手0900集合完了)

2 場 所 久留米市総合体育館「メインアリーナ」
久留米市東櫛原町173番地 TEL0942-39-7371

3 主 催 九州地区銃剣道協議会

4 主 管 福岡県銃剣道連盟

5 出場選手資格
選手は各県銃剣道連盟会員で高校生以上の者とする。

6 試合区分

(1) 団体戦

ア 銃剣道

(ア) 一般の部

各県連盟ごとに自衛官以外の会員5名を1チームとし、オーダーは大將50歳以上を除き年齢制限はしない。ただし、高校生を出場させる場合は2名以内とする。

年齢の基準は大会前日とする。

(イ) 防衛省の部

第1部 普通科連隊(第19普通科連隊・第24普通科連隊を除く。)特科連隊・施設群ごとに5名(各部隊2個チーム)

第2部 1部以外の陸上自衛隊の部隊(第19普通科連隊・第24普通科連隊を含む。)及び海上・航空自衛隊ごとに5名(各部隊1個チーム)

イ 短剣道

各県ごとに3名1個チームとし、2個チームまでとする。

(性別、年齢制限をしない。)

(2) 個人戦

短剣道女性の部

高校生以上で出場者の制限はしない。

7 試合方法

試合は、全日本銃剣道連盟「銃剣道(短剣道)試合・審判規則」並びに大会試合・審判規則による。

別項「大会試合規則・大会審判規則」

8 表彰区分

(1) 各区分ごと優勝～第3位を表彰

(2) 銃剣道各部ごと優勝は地区協議会表彰の他、陸上自衛隊西部方面総監賞を附与する。

区 分		優 勝	準 優 勝	第 3 位	備 考	
団 体 戦	銃 剣 道	一般の部	賞 状・優勝旗 総監賞・メダル	賞 状 メダル	賞 状 メダル	優勝旗・総監賞 は持ち回り
		防 衛 省	1部	賞 状・優勝旗 総監賞・メダル	賞 状 メダル	賞 状 メダル
	2部		賞 状・優勝旗 総監賞・メダル	賞 状 メダル	賞 状 メダル	同上
	短 剣 道		賞 状・メダル トロフィー	賞 状 メダル	賞 状 メダル	トロフィー 持ち帰り
短剣道個人戦 (女子の部)		賞 状・メダル	賞状・メダル	賞状・メダル		

※全員に参加賞を授与する。

9 参加申込及び経費

(1) 参加チーム（監督・選手）申込み

ア 申込要領

各県連は、一括取りまとめ福岡県銃剣道連盟事務局に送付のこと。

別紙「第53回全九州銃剣道・短剣道大会申込書」

イ 参加申込締め切り期日

平成26年12月19日（金）必着のこと

ウ 選手の変更

申込期日後の変更は、平成27年1月9日（金）までとし、その後の選手変更は（原則として認めない、但し著しく編成に影響を及ぼす場合）審判・監督会議までに大会委員長の承認を受けるものとする。選手の変更は選手のみとしオーダーの変更は認めない。

(2) 大会経費

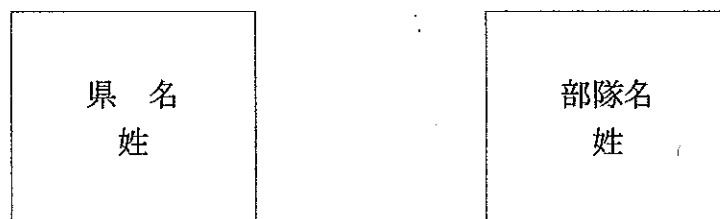
ア 九州地区銃剣道協議会役員の前泊費は、主管県連が負担する。

イ 各県連役員・審判・監督・選手の派遣費用は各県連が負担する。

ウ 各県連負担金は7万円、但し沖縄・佐賀県連は3万円とし、その他運営上の経費は主管県連が負担する。（大会当日主管県連に納入）

10 参加上の注意

- (1) 各選手は、垂の中央に「銃剣道・短剣道試合・審判規則及び細則」別図5の名札を縫着すること。



黒又は紺地に白書とする。(別図5)

- (2) 各チームの監督は「監督腕章」を装着のこと。
- (3) 試合者の服装は、袴又は白色銃剣道衣（識別帯着用）に称号・段位識別章を装着するものとし、チームで統一すること。短剣道の試合者は、危害防止上必ず「胸当て」または、「補助具」を着用すること。
- (4) 木銃は、「銃剣道教則別図2」規格の長木銃とし突起部から40cmの位置とそこから20cmの位置に幅約1cmの白テープまたは白の塗料で左手の握りの幅を表示すること。
- (5) 竹刀は、「短剣道教則別図2」の竹刀とし危害防止上左手に指袋を使用できる。
- (6) 試合者は、運動靴の使用を禁止する。
- (7) 選手のサポーター等（テーピングを含む）の使用を禁止する。ただし怪我等特別な事情がある場合は、審判長の許可を受けること。
- (8) 出場選手はチームごとにスポーツ障害保険に加入のこと。

11 宿泊

- (1) 大会役員・一般監督・選手及び審判員に宿泊を斡旋する。
ニュープラザホテル（久留米市六ツ門町16-1）
別紙「第53回全九州銃剣道・短剣道大会役員・審判員・視察員宿泊申込書」
別紙「第53回全九州銃剣道・短剣道大会一般監督・選手宿泊申込書」
- (2) 防衛省の監督・選手及び審判員
各部隊は、西部方面隊（九州地区銃剣道協議会）から調整された福岡駐屯地・久留米駐屯地、及び小郡駐屯地業務隊総務科に依頼すること。
久留米駐屯地及び小郡駐屯地への宿泊は、監督・選手・審判員とし、その他の参加者（応援・視察者）は、福岡駐屯地へ宿泊を依頼すること。
選手・監督・審判員の宿泊依頼先駐屯地は選手名簿受領後（平成26年12月19日）以降宿泊人員等を調整し各県連盟へ通知する。

1 2 会議等

(1) 審判監督会議

平成27年2月7日(土) 15:00～ ニュープラザホテル

(2) 九州地区銃剣道協議会会議

平成27年2月7日(土) 16:00～ ニュープラザホテル

(3) 懇親会

平成27年2月7日(土) 18:00～ ニュープラザホテル

1 3 申込送付先住所

〒830-0052

福岡県久留米市上津町2228-542

福岡県銃剣道連盟

福本茂敏 宛

TEL・FAX 0942-21-7143 携帯 090-2394-3576

大会試合規則

1 試合方法

団体戦

(1) 銃剣道一般の部

リーグ戦により順位を決定する。

(2) 銃剣道防衛省 第1部

トーナメント戦により順位を決定する

(3) 銃剣道防衛省 第2部

予選リーグ（3～4チーム）の上位チーム（3チームは1位・4チームは2位まで）によるトーナメント戦で順位を決定する。

(4) 短剣道は出場チームを2グループに分け予選リーグ戦を行い上位2チームで決勝トーナメント戦により順位を決定する。

2 試合時間 : 3分

3 銃剣道及び短剣道ともに3本勝負とし勝負が決しない場合は判定による。

4 リーグ戦の順位は勝数、勝者数、勝本数の順で決する。同数の場合は代表戦（大将）による1本勝負（試合時間3分）で勝敗を決定する。

5 試合中の疑義の申立ては各チームの監督とする。

6 組み合わせ番号の少数チームに赤色の識別布を着ける。

大会審判規則

1 審判員は、各県連及び部隊から推薦された名誉・A級・B級及び九州地区銃剣道協議会が認めた審判員とする。

2 審判員は、「銃剣道（短剣道）試合・審判規則及び細則」並びに本大会試合・審判規則に基づき勝敗を裁決する。

3 審判員構成は、主審1名、副審2名をもって行なう。

4 審判員の服装は、「銃剣道（短剣道）試合・審判規則及び細則」第31条、第34条による。